

令和 2 年度第 1 回 全国健康保険協会熊本支部評議会

日 時 令和 2 年 7 月 16 日 (木) 14 : 30 ~ 16 : 30

場 所 熊本テルサ

【議 題】

1. 令和元年度 協会けんぽ決算報告等
2. 令和元年度 熊本支部収支
3. 令和元年度 熊本支部事業計画の実施報告
4. 令和2年度 熊本支部運営方針及び具体的施策

(その他)

- ・新型コロナウイルス（COVID-19）に係る対応の経過について
- ・次回評議会について

【議題 1】

令和元年度協会けんぽ決算報告等

(別添 1 参照)

【議題 2】

令和元年度 熊本支部収支

収支について

<支部別収支>

令和元年度の都道府県単位保険料率は、2年度前（平成29年度）の医療給付費、加入者数及び総報酬額の実績を基に、令和元年度の収支を見込んだうえで算定し、保険料率が計算されました。

支部別収支の収支差は、医療費等が料率算定時の見込みからどの程度乖離したかを表したものになっています。

<地域差>

令和元年度における収支差の地域差分は、翌々年度の令和3年度都道府県単位保険料率の算定時に精算します。収支差は決算において、熊本支部の加入者1人当たり医療給付費の全国平均からの高さにより、次のように影響します。

① 想定どおりの場合

→地域差分はゼロになります

② 医療費が見込みほど使われなかった場合

→地域差分はプラスになり、令和3年度の収入にその分が加算されます

③ 医療費が見込みより多く使われた場合

→地域差分はマイナスになり、支出に加算されます

④ 加入者1人当たり医療給付費が全国平均より低かった場合

→地域差分はプラスになります。

令和元年度熊本支部収支

(百万円)

熊本支部収支の推移		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 【暫定】	令和2年度 【未確定】	
収入	保険料収入	123,591	129,372	134,481	138,934		
	その他収入	299	296	308	834		
	計 (A)	123,890	129,668	134,789	139,768		
支出	医療給付費 (調整後) ※	65,196	68,835	69,559	73,524		
	[要素参考]	年齢調整	▲43	▲204	▲403	▲933	
		所得調整	▲8,570	▲8,212	▲8,229	▲8,900	
		激変緩和	▲2,661	▲2,479	▲640	▲316	
	現金給付費等 ※	5,579	5,637	5,865	6,264	事業実施中	
	前期高齢者納付金等 ※	44,247	47,668	47,767	48,633		
	業務経費 ※	1,564	1,656	1,792	1,937		
	一般管理費 ※	454	514	547	618		
	その他支出	416	408	490	495		
	前々年度の収支差の精算	▲134	▲133	684	965	(551)	
特別計上分 (業務経費の別掲)	0	0	0	0			
計 (B)	117,322	124,585	126,703	132,435			
健康保険料率 (前々年度実績が反映)		10.10%	10.14%	10.13%	10.18%	10.33%	
収支差	差 (A-B)	6,568	5,083	8,086	7,333		
	全国平均分	7,252	6,505	8,637	7,678		
	地域差分	▲684	▲965	▲551	▲345		

※ 国庫補助等を除く

熊本支部収支差（地域差分）の保険料換算の推移

（※保険料率換算は、該当年度の総報酬額の実績に基づく参考値）

（百万円）

熊本支部収支差の推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 【暫定】
支部別収支差（地域差分）… a	▲684	▲965	▲551	▲345
総報酬額（当年度実績）… b	1,223,171	1,275,540	1,327,277	1,364,532
保険料率換算… a / b * 100	▲0.06%	▲0.11	▲0.04	▲0.03

- 令和3年度の保険料率の算定においては、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差（地域差分）について精算する必要がある。**当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。**
- 令和3年度保険料率算定の際の精算にかかる保険料率は、令和元年度の支部の収支差（地域差）を令和3年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、表中の保険料率換算（収支差（地域差分）を令和元年度の総報酬の実績で除したもの）とは異なる

【議題 3】

令和元年度 熊本支部事業計画の実施報告

【議題 4】

令和 2 年度 熊本支部運営方針及び具体的施策

(別添 2 参照)

【その他】

①. 新型コロナウイルス（COVID-19）に係る対応の経過について

新型コロナウイルスへの感染防止と新型コロナウイルスまん延下においても協会の業務を加入者のために最大限遂行しなければならないという協会の使命の観点から、令和2年4月23日から5月31日まで全ての支部において以下の対応を図った。

緊急事態における事業範囲	社外への周知	組織・職員対応
<p>（優先業務）</p> <p>① 給付金の審査・支払業務</p> <p>② 任意継続被保険者に係る業務</p> <p>③ 健康保険証発行業務</p> <p>④ ①～③に付随する受付・ 発送業務</p> <p>（休業した業務）</p> <p>① 関係機等への訪問及び面会を伴う業務</p> <p>② レセプト内容点検業務</p> <p>③ レセプト資格点検業務 における文書・電話照会</p> <p>④ 支部窓口業務（窓口職員の常駐停止）</p> <p>⑤ 債権 ・被保険者証の回収ため事業所・個人宅への訪問業務</p> <p>⑥ 保健師等が実施する対面による保険指導業務（外部委託によるものを除く。）</p> <p>⑦ 特定警戒都道府県に居住する加入者を対象とする健診実施業務及び対面による保健指導</p> <p>⑧ 対面による健康相談その他の保健事業</p>	<p>① ホームページへの掲載（本部）</p> <p>② メールマガジン＜臨時号＞ 2月25日、3月30日、4月22日、5月1日、8日、29日</p> <p>③ 広報誌 ・協会けんぽ くまもと6月号（新型コロナウイルスに関する傷病手当金） ・スマイルけんぽ 夏号（感染症予防） ・社会保険くまもと 7・8月号（新型コロナウイルスに関する傷病手当金）</p>	<p>① 新規採用者の入社式・研修の延期（本部）</p> <p>② 遠距離通勤者（県越境）の勤務先変更（熊本→他支部：0人、他支部→熊本支部：3人）</p> <p>③ 優先業務に係る他グループからの支援可能者の把握（各業務ごとの能力把握）</p> <p>④ 業務縮小に伴う出勤職員の縮減（87名→58名） ・リスク高位者、休止業務従事者の休業 ・業務制限に伴う、職員の自宅待機</p>
<p>※ 協会けんぽ全ての支部で実施。 ※ 特定警戒都道府県にあたっては、“（休業した業務）”に、『自支部の地域に所在する健診実施機関で実施する健診実施業務及び対面による保健指導業務』が追加。</p>		

②. 次回評議会について

(開催日程)

開催予定 令和2年10月

(主な議事予定)

令和3年度保険料率について

令和3年度保険者機能強化予算について

【任期満了に伴う改選について】

全国健康保険協会定款（第4章（評議会））より、評議員の任期は2年とされています（再任あり。補欠評議員の任期は前任者の残任期間。）。

現在の第6期は平成30年11月1日から令和2年10月31日までとなるため、第7期（令和2年11月1日から令和4年10月31日）の委嘱に向けてのスケジュールをお知らせいたします。

